

【1 分解説】国の予算編成とは？

総合調査部 政策調査グループ長 摩尼貴晴

予算編成とは、国の翌年度の予算計画（原案）を取りまとめることを言います。日本国憲法第 86 条に「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」とあり、日本の予算編成権は内閣にあります。

2025 年度を例に、国の本予算（当初予算）が成立するまでの流れを見てみると、①2024 年 7 月 29 日に概算要求基準「令和 7 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が閣議了解され、概算要求の期限を 8 月末とする旨が明示、②財務省にて取りまとめた概算要求・要望額を 9 月 4 日に公表、③財務省による査定・調整を経て、12 月 27 日に政府予算案が閣議決定、④2025 年 1 月 24 日に国会に提出され、衆議院予算委員会で審議し、3 月 4 日に衆議院本会議で可決（同第 60 条、衆議院の予算先議）、⑤次いで参議院予算委員会で審議、3 月 31 日に参議院本会議で可決し、同日に予算成立、となりました。

本予算以外に、暫定予算、補正予算もあります。暫定予算とは内閣による予算編成や国会審議が遅延し、本予算が会計年度開始前に成立しない場合に経過措置として組まれる予算です。一方、補正予算とは本予算成立後に経済情勢の大きな変化があり、追加の支出が必要な場合に組まれる予算で、複数回の補正予算が組まれることもあります。